

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条第 1 項に基づく拡散防止措置の確認について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条第 1 項に基づき申請があった遺伝子組換え動物の第二種使用等拡散防止措置について、拡散防止措置確認会議 動物検討会の審議を経て、遺伝子組換え動物に応じて執るべき拡散防止措置の内容を確認しました。

申請に基づく確認の概要は以下のとおりです。

申請に基づく拡散防止措置の確認の概要

○ 第二種使用等

	事業者名	遺伝子組換え生物等の種類の名称	利用目的	確認日
1	ジャクソン・ラボ ラトリー・ジャパン株式会社	重度複合免疫不全変異 (SCID),IL2 受容体ガンマ鎖欠損,MHC クラス I 分子欠損 (H2-K 及び D)及び MHC クラス II 分子欠損 (IA)モデルマウス (($K^b D^b$) ^{null} ,(IA) ^{null} , $Il2rg^{null}$, <i>Mus musculus</i>) (NSG-MHC I/II DKO マウス)	産業利用	令和6年5月7日
2	日本エスエルシー株式会社	高度免疫不全(<i>Rag-2/Jak3</i> double-deficient)マウス (BALB/c <i>Rag-2^{-/-} Jak3^{-/-}</i> , <i>Mus musculus</i>) (識別記号: BRJ)	産業利用	令和6年5月7日